

福岡市新型コロナ対策資本性劣後ローン利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2条に定める融資を受けた中小企業者が金融機関に支払った利子に対して、市が予算の範囲内において福岡市新型コロナ対策資本性劣後ローン利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象融資制度)

第2条 補助金の対象融資制度（以下「対象融資制度」という。）は、金融庁の資本性借入金の要件を満たし、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応した融資制度である株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」及び株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）の「危機対応業務による資本性劣後ローン（中小企業向け制度）」とする。

(目的)

第3条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福岡市内の中小企業者に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、事業成長下支えや事業の再生により廃業を防ぐとともに、当該企業における財政基盤強化を図ることを目的とする。

(定義)

第4条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(補助事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の補助事業及び補助対象経費は、福岡市内の中小企業者が対象融資制度を利用するために必要な利払金とする。

(補助金の交付対象者)

第6条 補助金の交付対象者（以下、「対象者」という。）は、第2条に定める融資を受けた者で、次のすべての要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 融資を受けた時点で、福岡市内に本社を置いていること。
- (2) 補助金の交付申請時点で福岡市内に本社を置いていること。
- (3) 第7条に定める補給該当期間の最終日である3月31日時点で対象融資制度の返済が延滞中ではないこと。

- (4) 市税に係る徴収金（市税および延滞金等）を滞納していないこと。
 - (5) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、対象者としなない。
- (1) 第 9 条で定める補助金の交付申請日以降に廃業したもの。
 - (2) 裁判所による破産手続開始又は再生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたもの。
 - (4) 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされたもの。
 - (5) 債権者集会による私的整理が開始されたもの。

（補助金額）

第 7 条 補助金額は、対象融資制度により貸し付けられた額について算出された毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「補給該当期間」という。）に公庫若しくは商工中金に支払った利子のうち、予算の範囲内において、月額 63、000 円を上限とする。

（補助対象期間）

第 8 条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、初回約定利払日の属する月から 3 年間（36 か月）とする。ただし、令和 3 年度以降における補助対象期間については、当該会計年度の予算の成立を前提とする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、市の会計年度ごとに福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、本事業の交付申請者は公募により募集する。

- (1) 福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン企業概要説明書（様式第 2 号）（1 年目のみ）
- (2) 福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン貸付内容等確認書（様式第 3 号）又は様式第 3 号の項目が全て記載された公庫若しくは商工中金の発行した書類の写し（1 年目のみ）
- (3) 公庫又は商工中金に提出した事業計画書の写し
- (4) 発行後 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (5) 役員名簿

2 市長が前項に定める書類によって第 6 条第 1 項に規定する要件を確認できない場合、別途、交付申請者は要件を確認するために必要な書類等を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行なった場合は、交付申請者に対し、速やかに福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金交付決定通知書（様式第 4 号）を通知す

るものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、交付しないことを決定した場合は、福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金不交付決定通知書（様式第5号）により速やかに交付申請者に通知するものとする。

4 2年目以降の交付決定は、交付する会計年度ごとに行う。

（実績報告）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに、対象融資制度の償還予定に基づく利子支払実績及び事業実績について福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン状況確認等報告書（様式第7号）

（2）補給該当期間における当該対象融資制度の利子支払額のわかる書類

2 2年目以降の実績報告は、それぞれの会計年度が終了する日までにを行う。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容の審査を行い、予算の範囲内において、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、福岡市会計帳簿諸表等様式規則別記様式第37号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付する。

（暴力団の排除）

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、交付申請者又は交付決定者に対し当該交付申請者又は当該交付決定者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資又は補助を受けたとき。
- (2) 第6条第1項のいずれかに反するとき。
- (3) 第6条第2項のいずれかに該当するとき。
- (4) 関連法令を遵守しなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により交付決定者が補助金の返還を命ぜられた場合は、新たな補助金交付申請を認めないものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、福岡市新型コロナ対策資本性劣後ローン利子補給補助金決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(状況報告)

第16条 市長は、交付決定者に対し、対象融資制度を活用して実施した事業の進捗状況等について、様式第7号により、最初の補助金交付決定を受けた日から5年間報告を求めることができる。

(変更の届け出)

第17条 交付決定者が、補給対象期間中に、所在地、名称及び代表者の氏名等の変更があったときは、速やかに福岡市新型コロナ対策資本性劣後ローン利子補給補助金交付申請内容変更届出書(様式第10号)を市長に届出しなければならない。

(立入検査等)

第18条 市長は、補助金の交付に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(規定外の事項)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。